



Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.6

June, 2006

Law School in Action!

阿部 浩己

神奈川大学法科大学院の第2ステージのスタートです。地域のなかで日々の生活を営む人々に寄り添う法曹の養成一矢口前委員長のもと、私たちが当初から掲げてきたこの理念を、さらに前に、そしてより深く推し進めていきます。

「地域」の中に「世界」がある。私たちを取り巻く風景は、今やグローバル・ビレッジの一断面そのものです。多種多彩で多様な姿・考えをもった人間集団が安心して共生できる社会を構築するにあたり、法の役割はますます重要になっています。法とは、言ってみれば、〈善きタテマエ〉のこと。むき出しの本音が蔓延しかねぬ時代状況にあって、なお善きタテマエと寛容の精神を生き抜く知性を備えた人々こそ、私たちの養成しようとする法曹にほかなりません。

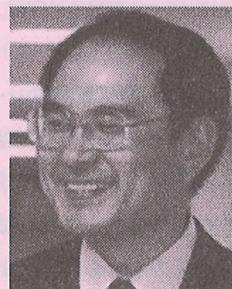
新司法試験を闘い、法曹としての揺るぎなき礎を固めるために欠かせぬことは、錯綜した現実の中に勇気をもって踏みとどまり、法の理念を執拗なまでに追い続ける姿勢を養うことです。粘り強く、しなやかに。徹底した「学び」がそれを可能にします。本法科大学院の少人数教育がそうした「学び」にとって好適な条件になっていることは言うまでもありませんが、もうひとつ私たちが誇ることができるのは、教職員と学生との間の関係を「水平」に近づけてきていることです。「垂直」になりがちな関係を「水平」にもっていくこと。その営みの継続が「学び」の場をコラボレーション(協働)の場に変え、学習効果をいっそう高めることに貢献していくと確信しています。

法科大学院では、自分以外の者を蹴落とすことで目的物を獲得する旧来型の〈競争〉や〈閉ざされた勉学〉の原理ではなく、他者との相互交流のなかで自己の到達目標に接近していく〈共生〉と〈開かれた勉学〉の原理を浸透させることが重要であると考えています。排他的な競争ではなく、自己の能力を他者との関わりをなかで高めていくということです。幸いなことに、法科大学院に

は明確な目的意識を共有できる人たちがつどいます。議論を深め、専門性を高め、意識を研ぎ澄ます。その絶好の場をどれだけ効果的に利用できるのかが一人ひとりに問われているのだと思います。

第2ステージにおいては、これまでの実績や反省をもとに漸進的にカリキュラムを変えていく予定ですが、まず2006年度はリーガルクリニックを大きく拡充します。市民から実際に寄せられた生の法律相談への対処を通じ、実務の一端に触れ、同時に法理論の可能性をふくらませる創造的な活動の場です。一般民事、地方自治、国際人権(外国人)という3つの柱をさらに発展させるため、地元・横浜弁護士会との制度的連携を強化しています。森田教授の報告にあるように、3月11日に開催したシンポジウム(「地域密着型のリーガルクリニックを創る」)は、神奈川大学法科大学院リーガルクリニックの進むべき方向を照らし出す格好の機会になったように思います。

もとより、弁護士だけでなく、裁判官や検察官との交流もこれからは自覚的に拡充していきます。様々な思いをもった人間たちが境界を越えて出入りし、真剣な法的議論を常態的に、そして愉快に交わす。神奈川大学法科大学院をそんな脱領域的な混交の場にできたらどんなに素晴らしいことでしょう。現実を見据えながら、しかしけっして現実におもねることなく、むしろ現実の変革に向けて積極的に働きかけるダイナミックな法科大学院を創り上げるため、私たちは、怯まず、臆さず、粘り強く、様々な取り組みを積み重ねていきます。そのなかから、地域の人々にこよなく信頼される豊かな力を湛えた法曹が数多巣立っていくことを心から願っています。



法務研究科委員長